

保存期間：1年

事務連絡

平成16年2月17日

地方入国管理局
地方入国管理局支局
就労審査担当首席審査官 殿

法務省入国管理局入国在留課
法務専門官 内田省二

在留資格「投資・経営」及び「企業内転勤」の留意点について
内閣総理大臣の諮問会議である総合規制改革会議において、「投資家・経営者等に関する在留資格の明確化」及び「海外からの外国人転勤者に関する在留資格の周知徹底等」について、平成16年度中に措置することが決定されているところ、同会議等における当局からのこれまでの説明を踏まえ、在留資格「投資・経営」及び「企業内転勤」に係る入国・在留審査の留意点を下記のとおり連絡します。

なお、管下出張所長に対しては、貴職から連絡願います。

記

1 在留資格「投資・経営」

(1) 「投資・経営」の在留資格は、相当額の投資をしてその投資した資金の維持・拡大を図る観点から、会社の運営に参画することを目的として投資した外国人本人が経営者又は管理者に就任し、又はその代理人を経営者又は管理者として就任させる場合に、当該経営者又は管理者の入国・在留を認めるために設けられたものである。したがって、その投資額に実質上会社の経営を左右できるようなものであることが必要である。企業の経営活動や管理活動が「投資・経営」の在留資格に該当するためには、当該企業がこの意味で外資系の企業であることが必要である。

したがって、単に一時的に株を取得したにすぎない場合や投資額が相当額に満たない場合には「投資・経営」の在留資格の対象とはならない。また、投資した本人及びその代理する立場にある者以外の者は、「投資・経営」の在留資格の対象とはならない。

しかし、一方で、経営者や管理者としての活動であって、自然科学や人文科学の知識を有したり、外国の文化に基盤を有する思考・感受性を要する業務に従事する場合で、「投資・経営」の在留資格に該当しないときは、「人文知識・国際業務」、「技術」等の在留資格に該当することとなる。経営者や管理者としての業務が経営学や経済学の知識を要することはかなり一般的であることから、「投資・経営」の在留資格に係る申請があった場合、「投資・経営」に該当しないと認められるときは、「人文知識・国際業務」や「技術」の在留資格への該当性についても説明を求めることとする。

- (2) 上記(1)の「相当額」については、会社の規模にもよることとなるが、実質上会社の経営方針を左右できるようなものであることが必要であり、また、最低でも500万円程度は必要である。
- (3) 上記の意味で、外資系の会社になった場合に、それ以前から「人文知識・国際業務」等の在留資格で在留する外国人が経営者や管理者として在任しているときは、直ちに在留資格の変更の必要はないが、新たに経営者又は管理者としての職に就任（再任を含む。）するときは、原則として外資の就任させる者として「投資・経営」の在留資格に変更することが必要となる。

2 在留資格「企業内転勤」

「企業内転勤」の在留資格をもって在留する者が行うことができる活動は、「人文知識・国際業務」又は「技術」の在留資格に該当する活動であり、基準は別として在留資格レベルでの相違点は、本邦内において事業所を変更しないこと、期間を定めた活動であること並びに「人文知識・国際業務」及び「技術」の在留資格の両方の活動ができることがある。

したがって、「企業内転勤」の在留資格に該当する場合、例えば転勤期間を限定しない限り「人文知識・国際業務」又は「技術」の在留資格への該当性があることとなる。

- (1) そこで、「企業内転勤」の在留資格の上陸許可基準の一号のうち「申請に係る転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において1年以上継続して」に適合しない場合には、従事しようとする業務内容が「人文知識・国際業務」又は「技術」のいずれの在留資格にも該当しないときを除き、直ちに在留資格認定証明書交付申請を不交付処分とすることなく、これらの在留資格のいずれかに該当するか否かを確認の上、当該在留資格による上陸のための条件への適合性について審査する。

- (2) 「本邦の公私の機関」については、従来から、我が国の政府関係機関、

地方公共団体関係機関、公社、公団、会社、公益法人等のほか、本邦にある外国の政府関係機関、外国の地方公共団体関係機関、国際機関、外国法人の支店、支社等も含まれるとされているが、契約の主体となり得るのは自然人又は法人格を有する団体に限られることから、「本邦の公私の機関との契約に基づいて」という場合の「本邦の公私の機関」は自然人又は法人格を有する団体を意味し、外国法人の支店、支社等については外国法人となるが、このときの外国法人は外国の公私の機関であると同時に本邦の公私の機関でもある。

したがって、外国法人との契約に基づいて「技術」又は「人文知識・国際業務」の在留資格に係る活動を行う外国人に対して在留資格を決定するに際しては、本邦に設置された本店、支店等との間で新たな雇用契約が締結されていることを求める必要はなく、「企業内転勤」の在留資格における「公私の機関」と同様に、外国にある本店、支店等において行った外国法人との契約をもって契約に基づくものとして取り扱うこととなる。

(注) 「企業内転勤」の在留資格における「公私の機関」には、親会社、子会社、関連会社の関係にある会社も同一の公私の機関の一部とされているところ、「技術」及び「人文知識・国際業務」の在留資格における「公私の機関」についても、「企業内転勤」の在留資格における「公私の機関」と同様に取り扱うことが可能である。

添付物

規制改革の推進に関する第3次答申（抜粋） 1部

【参考】

規制改革の推進に関する第3次答申（平成15年12月22日・総合規制改革会議・抜粋）

第1章 分野横断的な取組

3 我が国の国際的な魅力向上のための規制改革

1 国境を越えた「ヒト」の円滑な移動のための条件整備

（2）高度人材を中心とした外国人の円滑な受入れの実現

③ 投資家・経営者等に関する在留資格の明確化、入国手続の迅速化

【平成16年度中に措置】

海外から我が国への直接投資を拡大していくことは、我が国の経済再生・活性化に資するとともに、国際競争力の強化にも通じるところである。また、対日直接投資拡大とともに、経営ノウハウに優れた外国人を積極的に受け入れていくことも重要となっている。

しかしながら、我が国において投資及び経営を行う外国人の在留資格要件が複雑かつ不明確であるため、制度が理解されず、本来我が国が歓迎すべき外国人が来日を断念したり、投資活動を躊躇するなど、対日直接投資拡大を阻害する一因にもなっているとの指摘がある。

したがって、投資及び経営を行う外国人の在留資格制度に関する理解を深め、我が国における投資等の機会を確保する観点から、これら外国人の在留資格要件（「投資・経営」「人文知識・国際業務」等）の具体的な事例等を解説し公表するなど、制度の周知徹底を図るべきである。

また、投資を行う外国人が来日し、会社設立手続等を完了させても、投資・経営に関する在留資格への変更許可を受けるまで時間を要するため、対日直接投資を行っていく際の大きな障害となっているとの指摘もある。

したがって、在留資格の付与手続を円滑に行えるよう入国手続の迅速化を図るべきである。

⑤ 海外からの外国人転勤者に関する在留資格の周知徹底等【平成16年度中に措置、就業経験要件の緩和については平成16年度以降検討】

我が国企業において、海外の現地会社において採用した人材を即戦力として活用するケースが増加している。これら外国人に付与される在留資格のうち一般的に認知されているものとして「企業内転

勤」があるが、その在留資格要件に係る年数要件が迅速な対応を行う際の弊害となっている。これら外国人については、高度な技術・知識等を有しており、「企業内転勤」でなくとも「技術」「人文知識・国際業務」などの在留資格が付与可能であるが、一般的には認知されていないため、入国を断念するケースも多い。

したがって、転勤に伴い入国する外国人について、当該外国人が選択し得る在留資格の周知徹底を図るとともに、入国管理窓口等においても適切な助言を行うよう徹底すべきである。

また、上記措置を講じてもなお、企業内転勤において求められる「就業経験1年以上」の要件が高度な技術・知識等を有する外国人の転勤の障害となる場合には、制度の悪用防止にも配慮しつつ、その見直しも検討すべきである。